

松江市公民館新型コロナウイルス感染防止対応マニュアル (R5. 2. 2 改定)

1. 施設の利用にあたっての感染防止対策（利用者をお願いする感染防止対策）

1. 施設利用にあたっては、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を 100%とする②それ以外の場合は、人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を 100%とする。

	①感染防止安全計画を策定（注 1）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限	収容定員まで	5,000 人又は収容定員 50% のいずれか大きい方
収容率	100%	

（注 1）参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントに適用。

2. 適切な感染防止対策（手指消毒の実施（手洗いの励行）、マスクの着用、室内の換気、参加者間の適正な距離の確保等）を行うこと。
3. 発熱や咳などの症状がある方は、利用を控えること。
4. 発声等を伴う利用の場合、人と人との距離（めやす 2 m）を保つことができない場合はマスクを着用すること。
5. マスクの着用については厚生労働省が発行しているマスク着用についてのリーフレット等を参考に、状況に応じて対応すること。

2. 施設管理者（公民館）が実施する感染防止対策

- ① 上記 1 について利用者及び地域住民に周知徹底を図ること。
- ② 利用団体への周知文について、松江市が作成する「松江市から新型コロナウイルス感染症予防のお願い（HP に掲載）」を参考に作成すること。
- ③ 施設利用人数が、上記 1-1 の人数を上限として利用を許可すること。
- ④ 利用団体等が入替わることにより、手の触れる場所の消毒を行うこと。
- ⑤ 職員はマスクを着用すること（感染のリスクが低い場面でのマスクの着用については、上記 1-5 に準ずる）。
- ⑥ トイレ、手すり、ドアノブ等不特定多数の人が使用する箇所の定期的な消毒を行うこと。
- ⑦ 手指消毒剤、手洗い石鹸水等の配置をすること。
- ⑧ 職員の日常的な健康管理（出勤前の検温等）を徹底すること。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別防止の周知・啓発を図ること。
- ⑩ 万一職員に感染者等が発生した場合、保健所から調査の要請があった場合は調査に協力すること。
- ⑪ ①～⑩の他、全公連の示したガイドラインを参考に、各公民館の実情に合わせた感染拡大防止対策を検討してください。

3. 公民館主催事業、諸団体が主催する行事について

上記 1 に準じて実施してください。